

春日市  
個人情報  
保護条例

10月1日から  
施行

全国ではじめて

健康と文化の  
公園都市  
春日 日

10.1 59  
No. 310

— 本号の主な内容 —

- 春日市個人情報保護条例一特集 ②
- 春日市個人情報保護条例一全文 ③
- 春日市行政相談所を開設 ④
- 第13回春日市民体育大会は10日 ⑦
- 「地区じまん」●紅葉ヶ丘 ⑦
- 狂犬病予防注射 ⑦
- 子宮ガン、乳ガン検診、小児マヒ、3種混合予防接種 ⑧



市報

かすが

発行・編集 春日市役所市長公室  
春日市役所 ☎ (501) 1131

市の人口

73,749人 (9月1日現在)  
男 36,860人  
女 36,889人  
前月比 +337人  
昨年9月 71,979人  
本年増+1,770人  
世帯数 25,008  
昨年9月比 +589世帯

今月は納期です

市・県民税……………第3期  
国民健康保険税……………第5期  
国民年金保険料……………10月分  
市営住宅使用料……………10月分  
保育所保護者負担金……………10月分

春日市個人情報保護条例の全文を掲載しましたので、その概要を解説しました。

**実施機関**  
実施する機関は、市長事務部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会です。  
(第2条第3号参照)

収集をしてはいけない個人情報

春日市の個人情報保護条例は6月定例市議会の最終日で可決され、いよいよ10月1日から施行されます。

春日市の条例の特色は、①コンピュータで処理された情報だけでなく、手書き文書をも含めたすべての個人情報を対象にしている。②情報の収集、保管での厳

しいルールを設けた「入り口規制」である。③行政だけでなく、市民、民間事業者にも個人情報の保護義務を課している。④自己情報のコントロール権を認める。⑤他の自治体にみられない方式により全国で初めて「個人情報」を総合的に保護しているというものです。

現在、市では、市民のみなさんに係る個人情報、行政を行う上で利用させていただいておりましたが、今回、条例制定によって、収集できない事項(思想、信条、支持する政党、信仰する宗教など)を設定し、市自らの個人情報収集に厳しい枠をはめ、必要以上の個人情報、収集しないことにしました。

(第7条参照)

収集開始の手続き

情報を収集する段階で、その利用目的

や内容を登録(個人情報登録簿)するとともに各個人への通知を義務づけ、さらに本人から直接収集を原則とするなど厳格な手続きをとるようにしました。

(第8条・第9条参照)

また、みなさんの個人情報を保護していくために、特に注意を必要とされます外部に提供する場合についても、本人の同意を得て提供することを原則とし、外部に提供した場合は、記録簿(例外利用等記録簿)の作成を義務づけ、同時に、個人情報保護審議会に報告するなど、厳しく規制しました。

(第10条参照)

1-2面につづく



川上安二郎保護条例制定審議会長の就任あいさつ

**適正な管理**

市では保有している個人情報について、適正な維持管理を図るため責任者を定めるなど必要な措置を講じております。

(第11条参照)

**個人のコントロール権**

市で保有しているみなさんの個人情報は、みなさん自身の個人情報であることから、自分の情報を閲覧等(閲覧・再生・謄写・複製)、訂正等(訂正・削除)を請求できます。

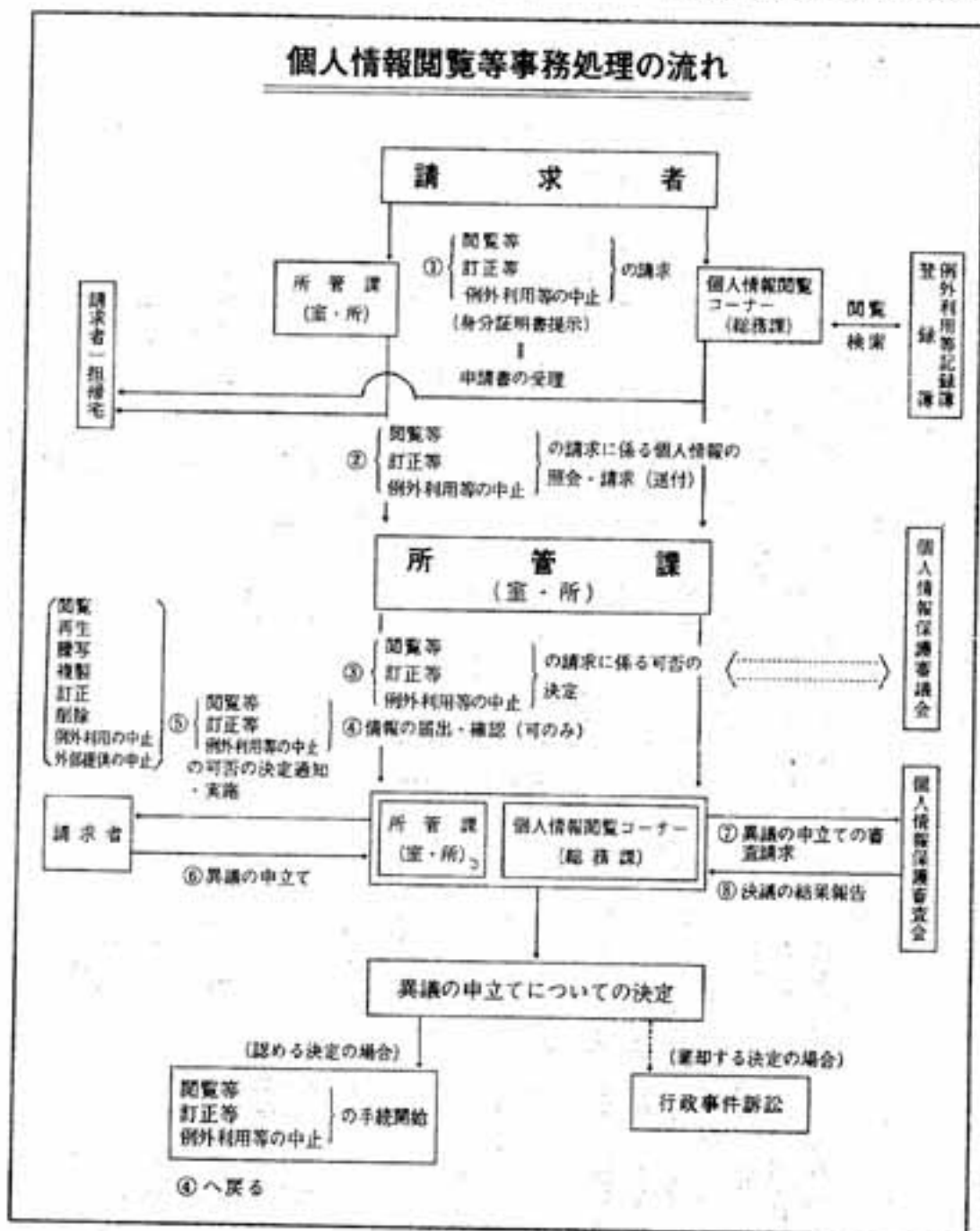
(第12条・第13条参照)

また、外部提供等の中止を請求することもできます。

(第14条参照)

手書き文書等  
電算機処理情報  
総合的に保護

**個人情報閲覧等事務処理の流れ**





庁内各課の集例ヒヤリング

### 閲覧には身分証明書等をご持参下さい

個人情報閲覧コーナー(総務課内)に個人情報登録簿・例外利用等記録簿を備え付けていますので閲覧の際は必ず身分証明書を持参してください。謄写(写真・トレース)複製(コピー)は手数料1枚100円です。



### 市民事業者

行政だけでなく、市民や民間事業者にも個人情報の保護について、この条例の趣旨を十分に尊重していただくように義務づけております。

(第5条・第6条参照)

さらに、市長は、民間事業者に対し、指導又は勧告することができ、これに従わないものには、住所、氏名を公表できることにしております。

(第19条参照)

### 審査会

〔閲覧等、訂正等、例外利用等の中止〕の請求が拒否された場合の救済制

度として、行政不服審査法等による既存の救済制度がありますが、より簡易で迅速な処理をするため、市の救済機関として審査会を設置しております。

また、審査会委員の人選については、住民の中から議会の同意を得て任命しますので、中立公正的な判断が得られます。

(第15条・第16条参照)

### 審議会

この条例の趣旨を厳密に運営、または監視していく機関として審議会を設置しております。

(第17条参照)

なお、審査会委員、審議会委員には、知

り得た秘密を他に漏らした場合に、罰則規定を設けました。

(第21条参照)

### 報告

個人情報保護をいく上で、市民の方々に、個人情報保護制度の運用状況について、毎年1回市政だよりにより公表します。

(第8条第2項参照)

また、議会に対しても毎年6月定例市議会報告することにしてあります。

(第20条参照)

### 問い合わせ先

総務課文書法制係

☎(50) 1131

## 春日市個人情報保護条例 全文

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、個人情報を保護することについて必要な事項を定め、市の機関その他の個人情報の収集、保管及び利用等の適正化を図ることによって、基本的な権利を保護することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、

個人を識別できるものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもの及び電子情報処理システムの入力物に記録されるもの若しくはされたものをいう。

(2) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管(個人情報の記録及びその記録の保存を含む。以下同じ)及び利用をいう。

(3) 市の機関 市長並びに市の教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、

固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(4) 情報公開条例 春日市情報公開条例(昭

和五十八年条例第一号)をいう。

#### (基本理念)

第三条 個人に関する情報を自ら管理し、他者により利用させないことは、個人の尊厳に由来する基本的要請であつて、その取扱いに当たってはすべて、これを最大限に尊重すべきものであり、いやくもこれに関する個人の権利と自由とを侵害するようないことがあつてはならない。

#### (市の機関の責務)

第四条 市の機関は、個人情報の保管等をするとき又はこれを他に提供するときは、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

#### (住民の責務)

第五条 住民は、正当な理由なしに、個人情報の保管等をし、又はこれを他(4面に続く)



に提供してはならない。

（事業者の責務）

第六條 事業者は、その事業の執行に際して、自ら個人情報の保管等をし、又はこれを他に提供するときは、この条例の目的に反する」とのないう努めなければならない。

第二章 市の機関の個人情報の保管等に対する規制

（一般的規制）

第七條 市の機関は、その所掌する事務の範囲を以て個人情報の保管等をしてはならない。

2 市の機関は、法令又は条例の定めに基づくととき及び当該個人の生命、健康若しくはその財産に対する危険を避けるためやむを得ないものと認められるときを除いて、次の各号に掲げる事項に係る個人情報の保管等をしてはならない。

- (1) 思想、信条、支持する政党及び信仰する宗教に関する事項
- (2) 憲法上の権利の行使の様態であつて、市長が春日市個人情報保護委員会（以下本条から第十二条（第十一号を除く）までに於いて「審議会」という）の意見を聴いて定めた事項
- (3) 社会的差別の原因となる諸事実に関する事項であつて、市長が審議会の意見を聴いて定めた事項

3 個人情報の保管等に当たる職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その漏れを防止するため、また、同様とする。

（開始等の手続）

第八條 市の機関は、個人情報の保管等を新たに開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條に規定する住民票の記載事項の範

囲内の個人情報の保管等については、この限りでない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の利用の目的
- (3) 個人情報の内容
- (4) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (5) その他規則で定める事項

2 市長は、市の機関が個人情報の保管等をしていけるものうち、当該個人の利害に重大な影響を及ぼすものにつき、毎年一回これを公表し、住民に周知を図る措置を講じなければならない。

3 市の機関は、個人情報の保管等を廃止するときは、保存する当該個人情報の記録を廃棄し、登録の抹消をしなければならない。

4 市長は、第一項の登録をしたとき及び前項の登録の抹消をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

5 審議会は、第一項の登録が不適当であると認めるときは、市長に意見を述べることができ、

（収集の規制）

第九條 市の機関は、個人情報を収集するときは、緊急を要するときは又はやむを得ない事情があるときその他規則で定める場合を除き、当該個人から直接これを収集しなければならない。

2 市の機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人に個人情報の収集の法的根拠及び利用の目的並びにその他規則で定める事項を通知しなければならない。

3 市の機関は、当該個人以外から個人情報の収集をしたときは、遅滞なく当該個人にその事実を通知しなければならない。ただし、市長が審議会の意見を聴いて定めた事項に係る個人情報の収集については、この限りでない。

第二項に規定する収集及び通知がなされたものとみなす。

（例外利用及び外部提供の規制）

第十條 市の機関は、第八條第一項の規定に基づいて登録された利用の目的の範囲を超えて当該登録に係る個人情報を利用するとき（登録された二以上の個人情報の結合又は加工をするときを含む。以下「例外利用」という）は、あらかじめ当該個人から同意を得なければならない。

2 前項の規定は、市の機関が登録された個人情報の記録を当該市の機関以外のものに提供するとき（以下「外部提供」という）にこれを準用する。

3 市の機関は、前二項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該個人から同意を得る必要がないものとする。

- (1) 法令に特別の定めがあるとき
- (2) 会計又は業務監査のため必要とされるとき
- (3) 当該個人の生命、健康又はその財産に対する危険を避けるため、やむを得ないものと認められるとき
- (4) 市の機関の職員の公務の執行のため、特に必要があるとき、市長が審議会の意見を聴いて認めるとき
- (5) 情報公開条例第六條の規定により住民等から閲覧等の請求があつたときで、同条例等七條第一項及び第二項の規定に該当しないものと認められるとき
- (6) 裁判所の命令によるとき
- (7) 住民の福祉向上を図るため、特に必要があるとき、市長が審議会の意見を聴いて認めるとき

4 市の機関は、前項各号の規定に基づき、例外利用又は外部提供（以下「例外利用等」という）をしたときは、規則で定める事項を記載し、一定期間保存しなければならない。

5 市長は、前項の記載をしたときは、これを審議会に報告しなければならない。ただし、第三項第四号及び第七号の規定の場合は、この限りでない。

（記録の保存の規制）

第十一條 市の機関は、個人情報（以下本条、第十二条、第十三条（同条第二項を除く）及び第十五条においては、法人並びに代表者の定めのある団体に係る情報を含む）の記録の保存をしようとするときは、個人情報の保護の責任者を定め、次の各号に掲げる事項を実現するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、厳正で正確に記録されるよう図ること
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、破壊、紛失その他の事故の防止を図ること
- (3) 個人情報の漏えいの防止を図ること

2 市の機関は、記録の保存が必要でなくなった個人情報については、速やかにその廃棄又は消去をしなければならない。

第三章 個人情報に関する個人の権利

（閲覧等の請求）

第十二條 何人も、市の機関が保管する自己に係る個人情報の記録の閲覧、再生、謄本又は複製（以下「閲覧等」という）を請求することができる。

2 市の機関は、前項の請求に対する閲覧等の可否の決定については、情報公開条例第九條の規定を準用する。この場合において、「保管者」とあるのは「市の機関」と、「情報」とあるのは「個人情報の記録」と読み替えるものとする。

3 市の機関は、次の各号に掲げる個人情報  
の記録については、閲覧等の請求を拒むこと  
ができる。

- (1) 第三者の秘密を害するもの
- (2) 医療の記録に関するもの
- (3) 法令又は条例に特別の定めのあるもの
- (4) 市の機関の公正な職務の執行を妨害する  
ことが明らかなるもの
- (5) 住民の福祉向上を図るため、特に必要が  
あると、市長が審議会の意見を聴いて認め  
たもの

《訂正等の請求》

第十三条 何人も、市の機関が保管する自己に  
係る個人情報に誤りがあるときは、当該  
市の機関に対し、当該記録の訂正を請求す  
ることができる。

2 何人も、市の機関が第九条の規定によらな  
いで収集した自己に係る個人情報の記録の保  
管及び利用をしているときは、当該市の機関  
に対し、当該個人情報とその記録から削除す  
るよう請求することができる。

3 市の機関は、前二項の請求があったときは、  
請求のあった日の翌日から起算して二十日以  
内に記録の訂正又は削除（以下「訂正等」と  
いう）の可否を決定し、当該請求者に通知し  
なければならない。

4 前項の規定により記録の訂正等を拒む決定  
をするときは、情報公開条例第九條第一項後  
段及び第四項の規定を準用する。この場合  
において、「閲覧等」とあるのは、「訂正等」と、  
「保管者」とあるのは、「市の機関」と、「情  
報」とあるのは、「個人情報」の記録」と読み替  
えるものとする。

5 市の機関は、第一項及び第二項の請求に係  
る個人情報記録の訂正等をすることを決定  
したときは、直ちにその記録の訂正等をしな  
ければならない。この場合、例外利用等が既  
に行われているときは、当該例外利用等をし

た者に対し、併せて遡及なく、その記録の訂  
正等を通知しなければならない。

《例外利用等の中止の請求》

第十四条 何人も、市の機関が第十条の規定に  
よらないうで自己に係る個人情報の記録の例外  
利用等をしているときは、当該市の機関に対  
し、その中止を請求することができる。

2 前項の請求については、前条第三項から第  
五項までの規定を準用する。この場合におい  
て、「訂正等」とあるのは、「例外利用等の中止」  
と読み替えるものとする。

《救済の請求》

第十五条 第十二条第一項、第十三条第一項及  
び第二項並びに前条第一項の規定による請求  
に対し、市の機関から拒む旨の決定をされた  
者は、当該決定があったことを知った日の翌  
日から起算して六十日以内に、当該市の機関  
に異議を申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立てに対する措置について  
は、情報公開条例第十一條の規定を準用する。  
この場合において、「保管者」とあるのは、「市  
の機関」と、「閲覧等」とあるのは、「訂正等」  
及び「例外利用等の中止」と、「情報公開審査  
会」とあるのは、「春日市個人情報保護審査会」  
と、「情報」とあるのは、「個人情報」の記録」と  
読み替えるものとする。

第四章 審査会、審議会

《春日市個人情報保護審査会》

第十六条 市に春日市個人情報保護審査会（以  
下「審査会」という）を置く。

2 審査会は、五人の委員をもって組織し、市  
長が議会の同意を得て住民の中から任命する。  
3 審査会の委員の任期は、四年とする。また  
し、補欠委員の任期は、その残任期間とする。

4 審査会の決議は、出席委員の過半数による。  
5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他  
に漏らしてはならない。その職を離れた後も

また、同様とする。  
《春日市個人情報保護審議会》

第十七条 市に春日市個人情報保護審議会（以  
下「審議会」という）を置く。

2 審議会は、十二人以内の委員をもって組織  
し、市長が任命する。  
3 審議会の委員の任期は、四年とする。また  
し、補欠委員の任期は、その残任期間とする。

4 審議会の委員は、審査会の委員を兼ねるこ  
とができる。  
5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他  
に漏らしてはならない。その職を離れた後も  
また、同様とする。

第五章 個人情報処理受託者、  
事業者に対する規制

《受託者に対する規制》

第十八条 市の機関から個人情報の移付、加工  
その他の業務処理の委託を受けた者は、個人  
情報の保護につき、当該市の機関と同様の責  
務を負うものとする。  
2 市の機関は、個人情報の移付、加工その他  
の業務処理を委託するときは、当該受託者が、  
個人情報保護の確保につき、この条例の趣旨に反  
しないよう必要な措置を講じなければならない。  
《事業者への指導、勧告等》

第十九条 市長は、事業者が、この条例の趣旨  
に反する行為をしていることを知ったときは、  
その是正又はその中止を指導又は勧告するこ  
とができる。  
2 市長は、事業者が、前項に規定する指導又  
は勧告に従わないときは、その事実並びに当  
該事業者の住所及び氏名を公表することがで  
きる。  
3 市長は、住民の個人情報の保護のため必要  
と認めるときは、市の機関以外のものに対し、  
必要な措置を講じよう要請することができる。

第六章 雑則

《報告義務》

第二十条 市長は、毎年一回、この条例  
の運用の状況について議会に報告し、  
かつ、一般に公表しなければならない。

《罰則》

第二十一条 第十六条第五項及び第十七  
条第五項の規定に違反した者は、三万  
円以下の罰金又は科料に処する。

《委任》

第二十二条 この条例に定めるもののほ  
か、この条例の施行に関し必要な事項  
は、市長が別に定める。

附則

《施行期日等》

1 この条例は、昭和五十九年十月一日  
から施行する。  
2 市の機関が、この条例の施行日の前  
日まで個人情報の保管等をしたもの  
については、第八條第一項に規定する  
当該個人情報の記録の整理の完了した  
ものから適用する。  
《春日市個人情報保護条例制定審議会  
（条例の廃止）

3 春日市個人情報保護条例制定審議会  
条例（昭和五十八年条例第二号）は、  
廃止する。  
《経過措置》

4 この条例の施行の際、市の機関がこ  
の条例の施行日の前日までに個人情報  
の保管等及び例外利用等をしたもの  
については、当該個人から同意を得たも  
のとみなす。  
5 第十八条の規定は、この条例の施行  
の際、現に締結されている委託契約に  
ついては、適用しないものとする。



**同和問題啓発で  
職員研修にも力こぶ**  
春日市は同和問題の啓発キャンペーンに取り組んでいますが市職員の同和問題研修にも同時に力を入れています。一般職員の研修は、本年

## お知らせ



### 10月のこよみ

- 1日(水)・体力づくり強国月間、情報化月間(総務庁、運輸省、郵政省、通商産業省)共同募金運動、高齢者雇用促進月間、都市緑化月間
- 10日(水)・第13回春日市民体育大会 40歳からの健康週間
- 14日(日)・行政相談週間
- 21日・婦人労働週間
- 26日(金)・原子力の日

る人などはありませんか。人権を守って明るいまち・明るい社会をつくりましょう。なお、人権問題に限らず家庭内の問題、相続問題、金銭貸借問題その他いろいろな問題でお困りの方は、気軽にご相談ください。

○日時 10月9日(火)

午前10時～午後3時

○場所 市文化会館

○相談員 福岡法務局職員

春日市人権擁護委員

#### 行政相談所を開設

行政相談制度は、国が設けた制度で、役所などの仕事で「わからない」「こうして

ほしい」「これでは困る」など感じておられるとき、皆さんの質問・ご相談に応じようというものです。春日市では次のとおり特設

#### 春日市職員採用試験

昭和59年度職員採用試験を次のとおり実施します。

【試験日】昭和59年11月4日

【試験区分・受験資格等】

一般事務(若干名) ▼ 大学卒

1日生 ▼ 高校卒 1937年4月

2日 1942年4月1日生

【申込受付】9月29日～10月5日。詳細は総務課人事係へ。

行政相談所を開設しますのでこの機会に、あなたが日頃持つておられる悩みや要望を申し出て下さい。相談料は不要で、秘密は厳守されます。

○日時 10月17日(水)

10時～15時

○場所 市文化会館

なお、行政相談のお問い合わせは左記へどうぞ。

九州管区行政監察局行政相談課 ☎(4領) 7081

春日市行政相談委員

山本繁美 ☎(9領) 1131

自毛 ☎(9領) 5846

#### 検察に民意を映す

#### 審査会

あなたもいつか検察審査員に選ばれるかもしれません。

検察審査会とは、選挙人名簿により市民の中から抽選で

選ばれた11人の検察審査員が、

いわば民間人を代表して検察

官のしごとのやり方を審査する

という制度です。

検察審査員は6カ月ごとに

交代します。10月中旬に検察審査員予定候補者調査票を予定者に通知しますのでご協力下さい。

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあつて、警察や検察庁に訴えたのに検察官がその事件を起訴してくれない。あるいは、選挙違反や汚職など社会の耳目をひいた重大な事件を、検察官が起訴しなかつたのはどうも納得で

きない——こんな不満をもっている方はいませんか？ そういう方のために検察審査会があるのです。気軽に、最寄りの検察審査会事務局にご相談、またはお問い合わせください。

(選挙管理委員会)

福岡市中央区城内1-1-1

裁判所合同庁舎

福岡検察審査会

☎(9領) 3141

#### 春日市人権相談所を特設

みなさんの身近で不当な差別を受けたら、慮げられてい



就学児の健康診断日程

健康診断日	学校区
10月16日(火)	春日原 小 日坂 小 須谷 小 大谷 小
10月17日(水)	春日山 小 天神 小 春日 小 春日 小
10月24日(水)	春日 小 春日 小 春日 小 春日 小
10月25日(木)	春日 小 春日 小 春日 小 春日 小

小学校就学児の健康診断を実施

昭和60年度の小学校就学児  
定児の健康診断を右の日程で  
実施いたしますので、もれなく  
受診されるようお願いします。  
【会場】市民スポーツセンタ  
ー体育館

狂犬病予防注射

飼い犬の登録と狂犬病予防  
注射を下の日程表のとおり実  
施します。  
犬の飼い主は狂犬病予防法  
により年1回の登録と年2回  
(春・秋)狂犬病予防注射を  
受けないと罰せられます。  
犬を制止できる人がロープ

【時間】

午後1時30分～3時30分  
なお入学予定者(昭和53年  
4月2日～同54年4月1日生  
まれ)にはハガキで通知しま  
す。

(学校教育課)

第13回春日市民体育大会

10月10日 市民スポーツセンターで

第13回春日市民体育大会は、10月10日(水)午前9時  
から市民スポーツセンターグラウンドで開催します。  
競技開始は同9時50分からです。

競技種目は、子供会および地区公民館対抗リレー競走  
を中心とした競技です。  
市民みなさん多数の来場と声援をお願いします。  
駐車場が狭いので、車での来場はなるべくご遠慮下さい。  
当日雨天の際は中止になります。  
(社会体育課)

や領などでつないで連れてき  
て下さい。

◇対象になる犬 生後91日(3カ月)以上

◇料金 1頭 3360円

内訳 登録料2100円  
注射料1260円

◇必要なもの 59年度の鑑札  
(黄色)

期日	場 所	時 間
10月5日(金)	桜ヶ丘公民館	9:30-10:20
	須坂北公民館	10:30-12:00
	ちくし台公民館	13:10-14:20
	春日公民館	14:30-15:10
8日(明)	若葉台西公民館	9:40-10:50
	昇町公民館	11:00-11:50
	浦の原集会所 惣利公民館	13:10-14:20 14:30-15:20
9日(火)	春日原公民館	10:00-11:10
	千歳町公民館	11:20-11:50
	東弥水公民館	13:10-14:10
	下白水公民館	14:20-15:40
11日(水)	白水池公民館	9:40-10:10
	上白水公民館	10:20-11:50
	紅葉ヶ丘公民館	13:10-14:30
12日(金)	岡本公民館	9:30-10:10
	小倉公民館	10:20-11:50
	宝町公民館	13:10-13:50
	光町公民館	14:00-14:40



① 紅葉ヶ丘

紅葉ヶ丘地区でいち  
ばんに挙げたいのは文  
化教育活動といえます。  
まず、53年から始ま  
った民謡教室に続き、  
民謡、詩吟、手芸、和  
裁、居合の各教室が毎  
週1回以上開かれ、こ  
の他6教室の活動も盛  
んで、新公民館の利用  
スケジュールはいつも  
いっぱい。区民のコミュニ  
ケーションの高まりに公民館  
の担当者も、うれしい悲鳴と  
いったところ。す。  
次に、「文化の旗」を高く掲  
げている「紅葉懇話会」をご  
紹介しましょう。会が誕生し  
て6年目。毎月1回講師を迎  
えて社会、経済、文化などの  
話を聴き、新しい知識の向上  
を図っていますが、会長の古  
城靖夫さんが新聞人だった関

文化教育活動に  
燃える地区

係で一流の講師をそろ  
えています。懇話会は  
会員制ですが家族のほ  
か区民も話が聴け、年  
2回レクリエーション  
も催されます。



紅葉懇話会の講話に聴き入る

区長 井上重国

### 子宮がん・乳がん ―集団検診

子宮がんと乳がんの集団検診を左記日程にて行いますので受診希望の方は、次の要領でお申し込みください。  
なお、30歳台、40歳台の方にはハガキで通知しています。

【料金】子宮がん 千円  
乳がん 千円

受診日に会場に持参下さい。  
なお、生活保護を受けている人は無料となりますので、その証明となるものを持参下さい。

日	程	会場
10月	17日(水)	(中央公民館内) 健康管理センター
	19日(金)	
	22日(月)	
	24日(水)	
	26日(金)	
	29日(月)	
	31日(水)	

受付：9時半～10時

50歳台の婦人の方へ  
必ず官製往復はがきを使用し、往信の裏面に①地区名②

住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥希望する検診の種類を明記して下さい。

また返信の表面には、あなたの住所、氏名を記入し、裏面には何も書かないで下さい。

【申込締切日】  
10月8日(月)まで(消印有効)

### 予防接種

#### 小児マヒ

小児マヒの予防接種を次の日程により実施しますので、忘れずに受けてください。

【対象年齢】生後3カ月から4歳未満

【回数】春・秋1回ずつ2回

【料金】無料  
【必要なもの】母子健康手帳・印鑑

◎受診上の注意 ▼当日は事前  
に家で体温をはかっておく  
▼病気がかかっている人は  
事前に医師の診察を受けて  
くる▼生ワクチンを吐くこ  
とがあるので授与前後1時  
間は飲食をさせないこと。

#### 【申し込み先】

〒859春日市下白水1-1  
春日市役所衛生課

◇こんな人は受けて下さい  
①家族、血族にがんの病歴の多い人②生理出血以外で血のまじったおりものがある人  
③下腹部の不快感や痛みのある人④乳房にしこりのある人

#### 小児マヒ予防接種日程

日	程	会場
10月	2日(水)	白公民館 上春日
	3日(木)	春日公民館 春日の出町
	4日(金) 5日(土) 9日(水)	健康管理センター (中央公民館内)

受付時間：午後2時～3時半

#### 三種混合

2歳以上の集団接種  
三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)の2歳以上を対象にした集団接種を次のとおり実施します。  
2歳未満の人は個別接種を受けてください。  
【対象年齢】1期は生後24カ月から48カ月に至る期間。2

ガンによる死亡は、市民の死因の1位を占めています。

しかも発病は40歳代以上の働き盛り年齢から急に多発しています。対策としては毎年の検診と日常の予防が大切です。

今回はガン予防12カ条を紹介しましょう。

- ① バランスのとれた食事をとる。
- ② 繰り返し同じ食物をとらない。
- ③ 過食や脂肪のとり過ぎに注意する
- ④ 深酒をさける
- ⑤ 禁煙が望ましい
- ⑥ 色の濃い野菜や繊維質のものをとる

## ガン予防の12カ条

### 病気と健康 ③

上にあげたもののほか⑦あまり塩辛いものはさけ⑧こげ過ぎた部分は食べない⑨カビのはえた食物は食べない⑩強い日光浴をさける⑪過労で身体は清潔に。あなたは、どれだけ守っていますか。



午後2時～3時半  
健康管理センター  
(中央公民館内)

10月の水道修理当番店

10月1日(明)～31日(水)

中原工務店(別) 14000

10月中の漏水修理などは、右の業者が春日郡阿水水道企業団(SI)7001にご連絡を

【日時・会場】10月26日(金)